平成２１年（フ）第２２４９７号
東京都足立区千住柳町41―５―201
債務者　今関　直人
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５１８号
千葉県流山市流山５丁目１―１―303
債務者　橋本　康子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５３０号
東京都世田谷区桜上水４丁目７―10―208
債務者　志水　紀之
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３号
熊本県山鹿市下吉田883番地　浦田団地２―16―28
債務者　上平　満子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1125番地26
債務者　正木　雄二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
長崎県佐世保市相浦町1440番地２
債務者　大村一二三
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
長崎県佐世保市日宇町1004番地　県営住宅304号
債務者　西尾由起子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
長崎県佐世保市高梨町５番10号
債務者　村吉　　完
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
長崎県北松浦郡佐々町本田原免23番地１　リバーサイドクリスタルＣ―102
債務者　山科　美香（旧姓松瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
長崎県佐世保市椎木町170番地１
債務者　末廣　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
長崎県佐世保市横尾町2390番地７
債務者　長池ミユキ（旧姓五島）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
広島県福山市南蔵王町６丁目29番５―405号
債務者　福田康明こと　鄭　　康明
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５８５号
青森市桜川６丁目８番11号
債務者　八嶋　北人
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
青森市金沢２丁目18番８号
債務者　佐藤　　匡
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３１２号
熊本県熊本市八王寺町33―18
債務者　藤嶋　則行
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３１７号
愛知県名古屋市緑区四本木931―101
債務者　冨田美知子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部